

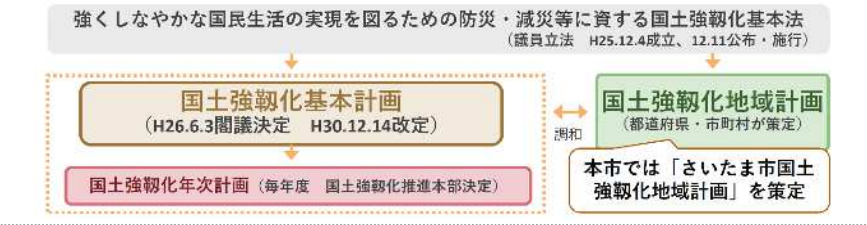
# さいたま市国土強靱化地域計画(令和5年4月)概要版

## 1 さいたま市国土強靱化地域計画について

### (1) 計画策定・改定の背景

- 国では、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・社会経済を構築することを目指し、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」)を平成25年12月に施行しました。
- 本市では、国土強靱化基本法に基づいた計画として、国が策定した「国土強靱化基本計画」や、埼玉県が策定した「埼玉県地域強靱化計画」と調和した国土強靱化地域計画として、「さいたま市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」)を平成30年3月に策定、4月より施行しました。

《国土強靱化基本法に基づき国・地方自治体で策定する計画等の仕組み》

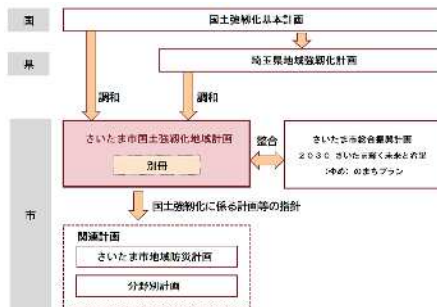


- 本計画について、国・埼玉県の改定計画や、近年の災害で生じた課題等を踏まえ、これまでの取組を確認・検証した上で、計画を見直すこととしました。

### (2) 計画の位置付け

- 本計画は、「国土強靱化基本計画」及び「埼玉県地域強靱化計画」との調和や、「さいたま市総合振興計画」との整合を図り策定することとしています。
- また、本計画は「本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として、「さいたま市地域防災計画」や「分野別計画」の国土強靱化に係る指針として位置付けをしています。

《さいたま市国土強靱化地域計画の位置づけのイメージ》



### (3) 計画の推進

- 本計画は、まちづくりを始め、教育、情報、福祉などが関連する計画であることから、各関連部局や区役所等と密接な連絡・調整を図り、全庁一丸となって推進します。また、国や埼玉県はもとより、関係団体、民間事業者、市民等、各主体との連携を強化することで、計画を確実に推進します。

## 2 計画の基本事項

### (1) 対象とする災害

- 市民の生活等に影響を及ぼすリスクとして、原子力災害等の大規模事故や、武力攻撃事態、テロ等あらゆる事象が想定されますが、本計画では、大規模自然災害を対象としています。

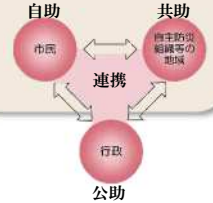
### (2) 基本理念と地域強靱化の4つの視点

- 本計画では、基本理念と基本理念を実現するために必要な4つの視点を以下のとおり設定しました。

#### 《基本理念》

みんなでつくろう、誰もが安心して暮らせる災害に強く、しなやかで安全なまち

- 「みんなで取り組むまち」を目指します
- 「安心・安全なまち」を目指します
- 「災害に強く、しなやかなまち」を目指します



#### 《地域強靱化の4つの視点》

- 視点1:『自助』～市民が主役の災害に強いまち～
- 視点2:『共助』～互いが助け合い、支え合う災害に強いまち～
- 視点3:『公助』～ハード・ソフト両面からの災害に強いまち～
- 視点4:『自助・共助・公助の連携』～災害に対してしなやかに持続ができるまち～

### (3) 基本目標と事前に備えるべき目標(行動目標)

- 本計画では、「自助・共助・公助」の視点による災害に強く、災害に対してしなやかに持続ができるまちづくりを実現するため、5つの基本目標と、基本目標をさらに具体化した9つの事前に備えるべき目標(行動目標)を、埼玉県地域強靱化計画との整合性を図り設定しました。

#### 《地域強靱化の基本目標》

- 市民、地域、行政の連携により人命の保護が最大限図られること
- 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 都市環境を整備し、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- 迅速な復旧・復興を達成すること
- 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること

具体化

#### 《事前に備えるべき目標(行動目標)》

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

### 3 脆弱性評価と推進方針

- 本計画では、9 個の行動目標に対して、埼玉県地域強靱化計画との整合性や本市の特性や社会的役割を考慮した上で 35 個の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。
- そして、35 個のリスクシナリオごとに、事態の発生回避・被害軽減に向けた事業等の現状と、今後の更なる対策の必要性について評価・分析(脆弱性評価)を実施しました。
- この、脆弱性評価の結果を踏まえ、35 個のリスクシナリオごとに施策等の推進方針を定め、推進方針に基づき、本市の国土強靱化に係る事業等について、推進を図ることとしています。

#### 《「事前に備えるべき目標(行動目標)」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」》

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態(★)
	1-2	建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態(★)
	1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死傷者が発生する事態(★)
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態(★)
	1-7	災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態(★)
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態(★)
	2-3	避難所において、疫病・感染症等が大規模発生する事態(★)
	2-4	地域の互助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態(★)
	2-5	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態(★)
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態(★)
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態(★)
	3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態(★)
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態(★)
	5-3	上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態(★)
	5-4	下水管路の被害、汚水処理施設の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態(★)

6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態(★)
7 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態(★)
	7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態(★)
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態(★)
	8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
	8-7	応急仮設住宅の供給の遅れ等により市民生活の再建が遅れる事態
9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態(★)
	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態(★)

※「★」は「起きてはならない最悪の事態」のうち、本計画において重点的に取り組むべきもの

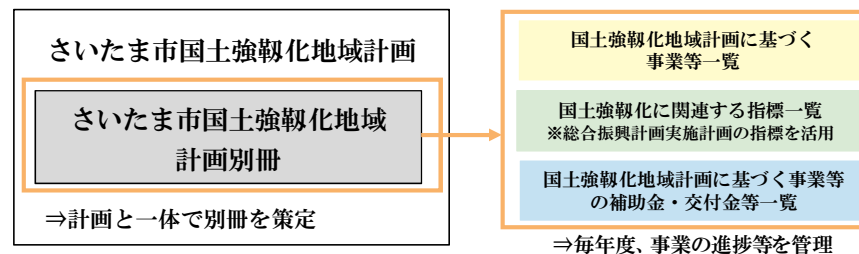


「起きてはならない最悪の事態」を回避、抑制、軽減するために実施している、あるいは、実施すべき事業等の状況と今後の推進の必要性について、「推進方針」として整理

### 4 計画別冊での事業管理

- 「別冊」では、「推進方針」に基づき実施する事業等を整理します。そして、毎年度、事業等の実施状況の把握や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを図ることで、適切な管理を行います。

#### 《さいたま市国土強靱化地域計画別冊による事業管理のイメージ》



#### さいたま市国土強靱化地域計画(令和5年4月) 概要資料

さいたま市 総務局 危機管理部 防災課  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
TEL (048)829-1126 FAX (048)829-1978



令和5年4月作成